

(第3編)

第2章 (判決) 言渡し前の (先決) 事項(*artículos de previo pronunciamiento)

(訳者注: artículos de previo pronunciamiento ((判決) 言渡し前の (先決) 事項) とは、裁判手続きにおいて事前に裁定されなければならない訴訟上の問題または抗弁権である。)

第666条 以下の問題または抗弁権のみが (判決) 言渡し前の (先決) 事項の対象となる:

1. 管轄違いの抗弁。
2. 既判力。
3. 犯罪の時効。
4. 特赦または恩赦。
5. 憲法および特別法に従って訴追するために行政許可が必要な場合に、その (行政許可の) 欠如。

第667条 前条に記載された問題 (抗弁権) は、(犯罪) 行為の評価のために事件記録の引渡し日から数えて3日以内に提起できる。

第668条 問題 (抗弁権) を主張する者は、その根拠となる事実を正当化する書類を申立書に添付する。それらを自由使用できない場合には、それらが見つかるファイル保管所または事務当局を明確かつ具体的に指定し、裁判所が関係者にそれらを、場合によって原本または謄本で、要請するよう (裁判所に) 請求する。

また、訴訟に係わる当事者の代理人と同じ数の申立書と書類のコピーも提出する。かかるコピーは提出日にそれらの者に引き渡される、その際、裁判所書記官がその旨を記録する。

第669条 当該コピーを受け取った当事者の代理人は、3日以内に応答する、その際、その主張の根拠となる書類を、所有している場合には添付する、または、書類が見つかるファイル保管所または事務当局を指定して、この場合、裁判所が前条に定められた条件でそれらを要請するよう請求する。

第670条 3日の期間が経過すると、裁判所は、当該事項の判決に必要であると考えられるかどうかに応じて、書類の (取得) 要請を認可または却下する。

書類が提出されなかった場合、または、書類の所在場所が指定されなかった場合、申し立てられた抗弁は中断効を生じない。

第 671 条 裁判所が書類の（取得）要請を認める場合、必要な期間、当該（先決）事項を証拠調べに受け取る、この期間は 8 日を超えることはできない。

裁判所は、同じ決定で、書類が存するファイル保管所または事務当局の長または担当者に、適宜な通知を、原本または謄本を送付しなければならないか決めて、送るよう命じる。

第 672 条 書類が謄本で送付されるべきときは、当事者に、書類を全部コピーする必要がある場合、謄本として発行される書類のコピー部分を示す目的で、また、それらの（比較）対照を目撃するために、ファイル保管所または事務当局に出向く権利があることが知らされる。

証人証拠は（判決）言渡し前の（先決）事項では認められない。

第 673 条 証拠提出期限が経過すると、裁判所書記官は直ちに審問の日を指定する、その（審問の）中で当事者の弁護人は、当事者が請求する場合、その権利に都合がよいことを表明できる。

（本条の最終改訂。2009 年）

第 674 条 審問の翌日、裁判所は提起された問題について裁定する決定を下す。

問題の一つが管轄違いの抗弁権である場合、裁判所は他の問題に先立ってこれを裁定する。

この問題を適切とみなす場合、裁判所は訴訟記録を管轄があると考え裁判所または裁判官に送付するよう命じ、その他の問題については裁定を控える。

第 675 条 第 666 条第 2 号、第 3 号および第 4 号の抗弁のいずれかに理由があると宣言された場合、訴訟は却下され、別の訴訟事件で拘禁されていない被告人の釈放が命じられる。

第 676 条 裁判所が管轄違いの抗弁を正当と判断しなかった場合、裁判所は、その犯罪を審理する自己の管轄を確認して、その（抗弁の）余地がないと宣言する。

それ以外の問題（抗弁）が正当でない判断した場合には、単にそれを受入れる余地がないと宣言し、結果として訴訟を現状のまま続行するよう命じる。

管轄違いの抗弁を裁定する決定に対して、また、第 666 条第 2 号、第 3 号および第 4 号の抗弁を認める決定に対して、控訴を提起することができる。それら（第 2 号、第 3 号および第 4 号の抗弁）を却下した決定に対しては、判決に対してなされる不服申立てを除き、不服申立てできない。ただし、第 678 条の規定を害しない。

第 677 条 裁判所が、訴追の（行政）許可欠如の主張が適切であると判断した場合、この欠陥を直ちに修正するよう命じ、訴訟は一時停止され、許可が得られればその

時点から続行される。

この許可が請求されたにもかかわらず拒否された場合、これまでのすべての訴訟手続きは無効となり、訴訟は却下される。

この抗弁を却下する決定に対しては不服申立てできず、前条第2段の規定が適用される。

第678条 当事者は、口頭審理裁判で、弁護の手段として、却下された事前問題（抗弁）を、管轄違いの抗弁を除き、再提起できる。

上記の規定は、陪審法廷の管轄である訴訟事件には適用されない。ただし、判決に対して不服申立てする際に主張できるものを害しない。

第679条 提起された問題（抗弁）が却下されると、事件記録は、第649条に規定される目的（*犯罪の評価）のために、それらを主張した当事者に、3日の期限で、再び送付される。